

議事（2）

各事業の取組状況について



1 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推進

「子ども・子育て支援法」基本方針に基づき、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」について円滑な事業の実施を確保しています。

区分	対象事業	
教育・保育	保育所、認定こども園	
地域子ども・子育て支援事業	① 時間外保育事業（延長保育事業） ② 一時預かり事業 ③ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） ④ 病児・病後児保育事業 ⑤ 地域子育て支援拠点事業 ⑥ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業(就学後)） ⑦ 利用者支援事業 ⑧ 子育て短期支援事業（ショートステイ） ⑨ 子育て世帯訪問支援事業	⑩ 妊婦健康診査事業 ⑪ 産後ケア事業 ⑫ 乳児家庭全戸訪問事業 ⑬ 養育支援訪問事業 ⑭ 親子関係形成支援事業 ⑮ 児童育成支援拠点事業 ⑯ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） ⑰ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑱ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

2 提供量（計画値）と実績値 ～教育・保育～

保育所・認定こども園（1/3）

幼児教育課

保育所は、保護者の就労や疾病等の理由で、就学前児童の保育の必要性が認められる場合に、保護者に代わり、こどもの保育を行う施設です。認定こども園は、幼稚園と保育所の両方の機能を備えながら、就学前の教育と保育、子育て支援サービスを総合的に提供していく施設です。

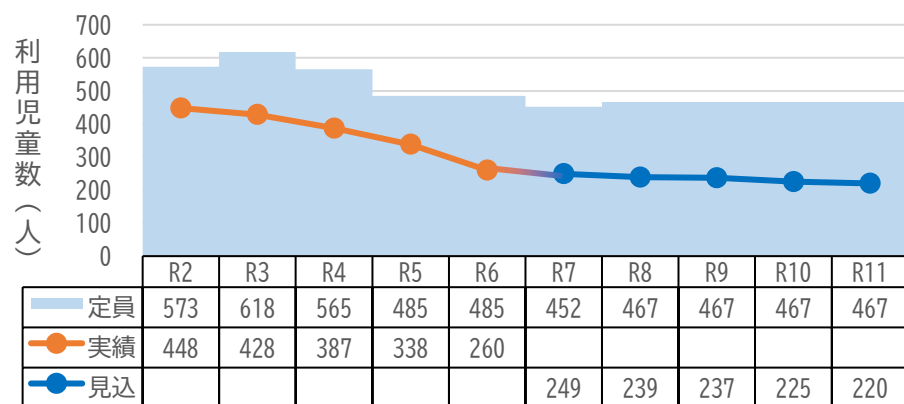
認定	利用できる所・園
1号認定（3～5歳児）	認定こども園
2号認定（保育が必要な3～5歳児） 3号認定（保育が必要な0～2歳児）	保育所、認定こども園

2 提供量（計画値）と実績値 ～教育・保育～

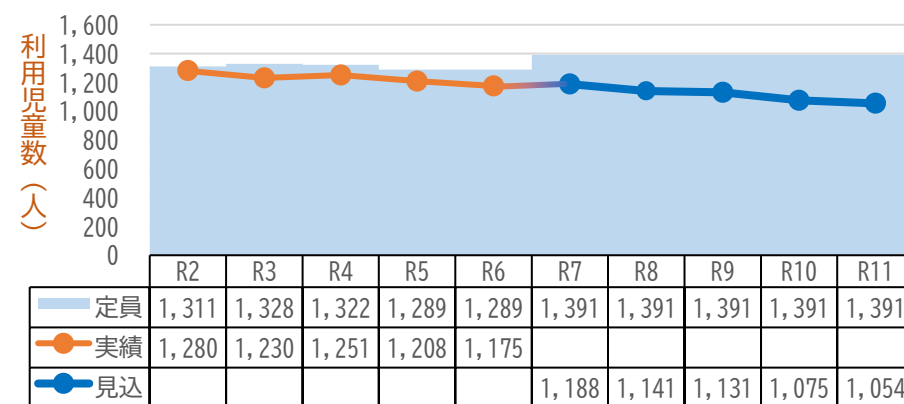
保育所・認定こども園) (2/3)

幼児教育課

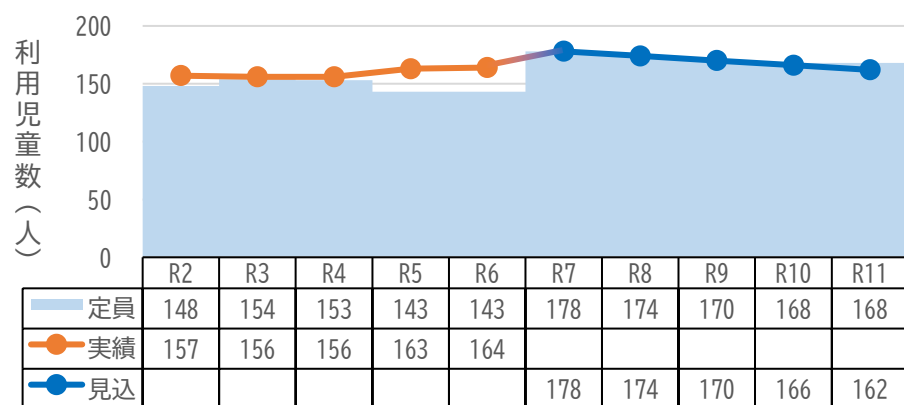
1号認定（3～5歳児）



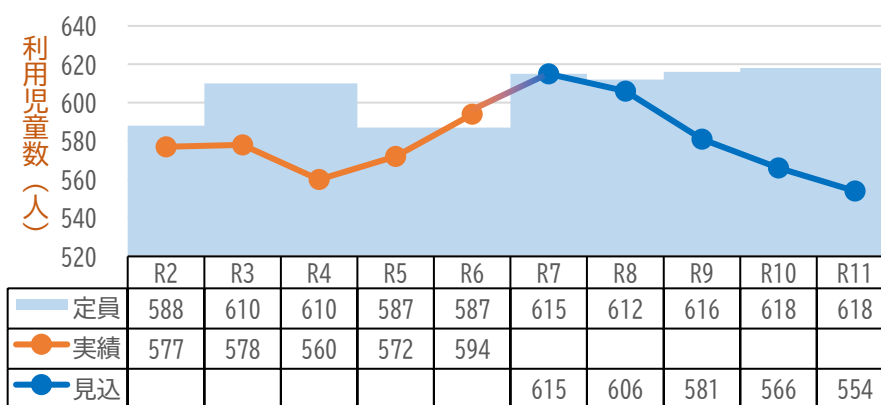
2号認定（保育所、認定こども園）



3号認定（0歳児）



3号認定（1・2歳児）

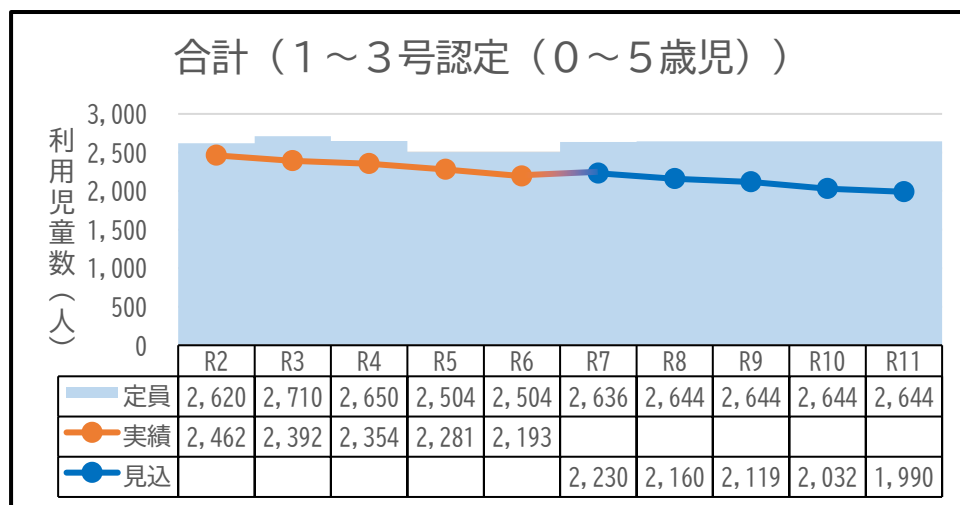


2 提供量（計画値）と実績値 ～教育・保育～

保育所・認定こども園（3/3）

幼児教育課

実施箇所数は、1号認定が19園（認定こども園：公立11園、私立8園）、2号・3号認定が27園（保育所：公立1園、私立7園、認定こども園：公立11園、私立8園）となっています。



幼児教育・保育の無償化に伴う保護者の就労意向等による保育ニーズの拡大に対応するため、引き続き、認定こども園等における定員変更や弾力的運用による受入等を図ります。

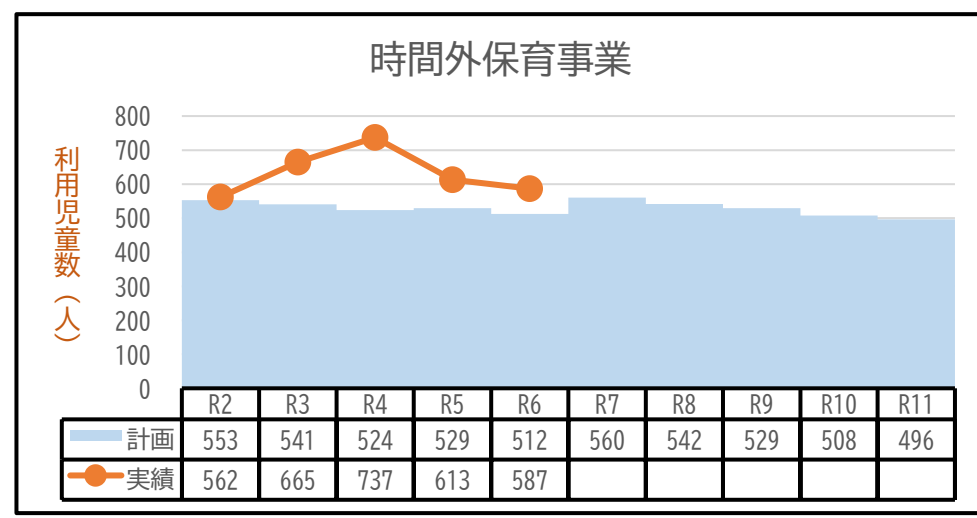
利用児童数は、1号認定、2号認定、3号認定のいずれも、児童数全体の減少が保育ニーズの増加を上回ることから緩やかに減少していくと見込んでいます。

3 提供量 (計画値) と実績値 ~地域子ども・子育て支援事業~

① 時間外保育事業 (延長保育事業)

幼児教育課

保育認定を受けた乳幼児について、保育所や認定こども園で、保育認定時間を超えて保育を行う事業です。実施箇所数は27か所 (すべての保育所、認定こども園) となっています。



認定こども園等の保育認定の在園児について、保護者の就労等で一定のニーズが見込まれますが、今後の就園児童数全体が減少に転じていくことから、利用児童数についても緩やかに減少していくと見込んでいます。引き続き、保育終了時間の延長を希望される保護者には、時間外保育を実施します。

の延長を希望される保護者には、時間外保育を実施します。

3 提供量（計画値）と実績値 ～地域子ども・子育て支援事業～

② 一時預かり事業（1/2）

幼児教育課 児童福祉課

保護者の就労等の理由で、保護者が乳幼児を保育できない通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、認定こども園等で乳幼児を一時的に預かる事業です。

（1）幼稚園型

認定こども園に通う満3歳以上の1号認定の在園児が対象

（2）一般型

認定こども園等に通っていない在宅児が対象

（3）子育て援助活動支援事業

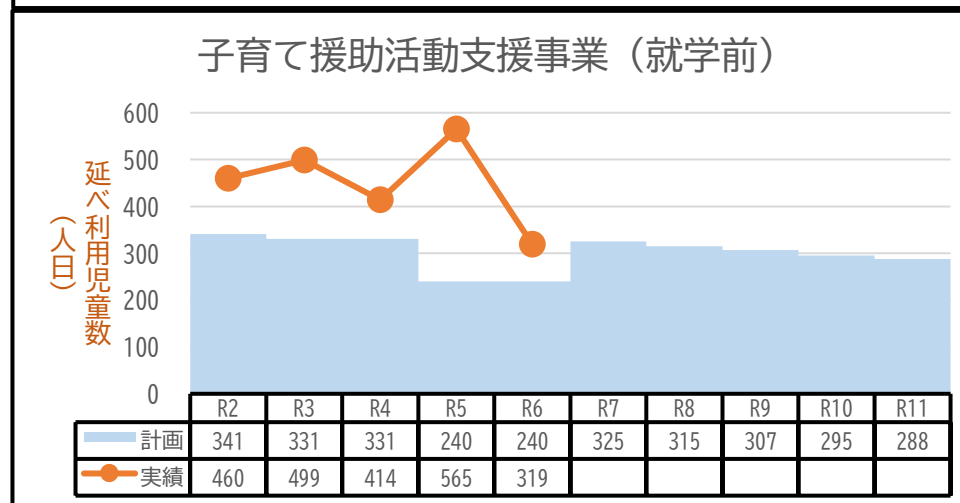
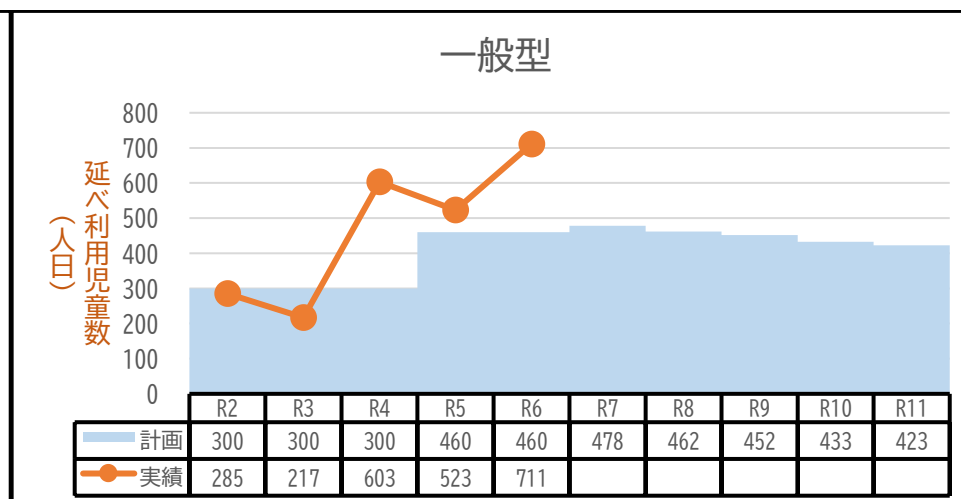
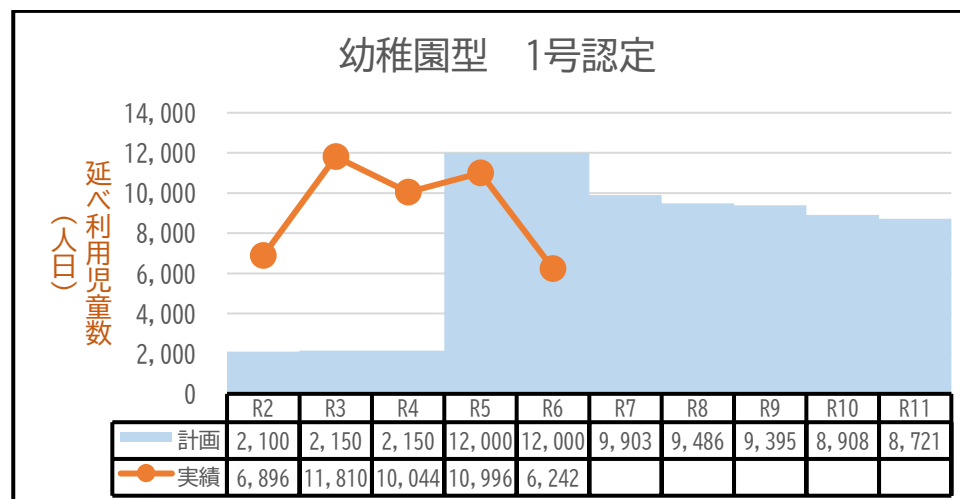
ファミリー・サポート・センター事業(就学前)

※社会福祉法人たつの市社会福祉協議会へ委託

3 提供量（計画値）と実績値 ～地域子ども・子育て支援事業～

② 一時預かり事業（2/2）

幼児教育課 児童福祉課



認定こども園の在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型）や、在宅児を対象とした保育所・認定こども園の一時預かり（一般型）、子育て援助活動支援事業については、いずれも一定のニーズがあるため、引き続き実施していきます。

3 提供量（計画値）と実績値 ～地域子ども・子育て支援事業～

③ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

幼児教育課

保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満の乳幼児を対象に、保護者の就労要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で保育所等を利用することができる事業です。令和8年度の実施に向け、利用見込みの把握等に努めています。

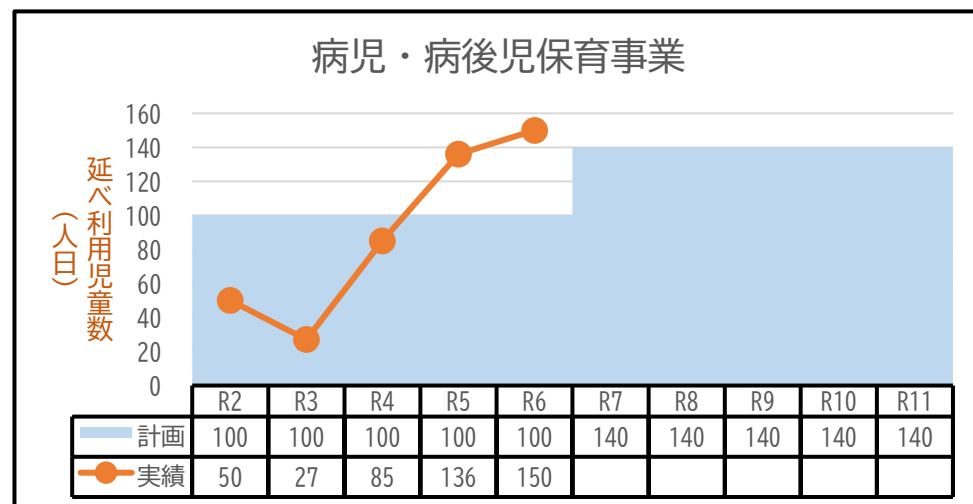
令和8年度見込	0歳児：216名	(延べ利用児童数（人日）)
	1歳児：108名	※1人当たり1日10時間利用した
	2歳児：60名	場合の人数
	合計：384名	※令和9年度以降も同数の見込

3 提供量（計画値）と実績値 ～地域子ども・子育て支援事業～

④ 病児・病後児保育事業

幼児教育課

保護者の就労等の理由で、保護者が病気や病気回復期の小学6年生までの子どもを保育できない時に、一時的に保育施設でこどもの保育を行う事業です。



実施箇所数は1か所（病後児保育を実施、私立認定こども園内）となっています。たつの市または宍粟市、佐用町、上郡町に在住の生後6か月から小学6年生までの子どもを対象としています。

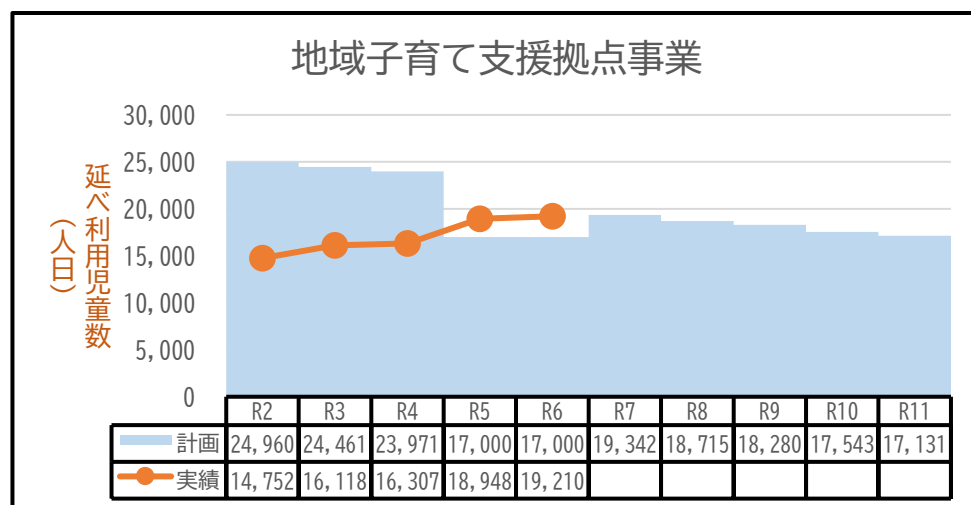
病後児保育事業は、今後もニーズが見込まれるため、引き続き事業を実施し、利用促進を図っていきます。

3 提供量（計画値）と実績値 ～地域子ども・子育て支援事業～

⑤ 地域子育て支援拠点事業

児童福祉課 幼児教育課

乳幼児と保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てに関する親子講座、相談、情報提供等を行う事業です。



実施箇所数は6か所（子育てつどいの広場4か所、中央児童館、子育て支援センターつくしんぼの館（私立認定こども園内））となっています。

中央児童館は、社会福祉法人たつの市社会福祉協議会を指定管理者とし、事業

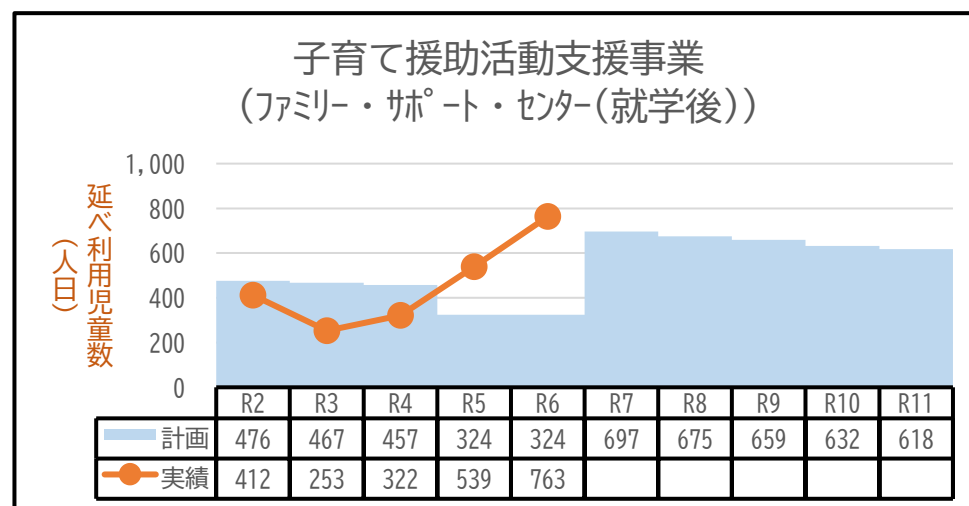
を行っています。親子が気軽に集い交流したり、子育てに対する不安や悩みを相談できる身近な場所として、引き続き事業の充実に努めていきます。

3 提供量（計画値）と実績値 ～地域子ども・子育て支援事業～

⑥ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業(就学後)）

児童福祉課

育児の援助を依頼したい方と協力したい方が会員となり、ファミリー・サポート・センターを介して、会員間で小学6年生までのこどもを預かる等の相互援助活動を行う事業です。主に小学校の放課後の預かりや習い事等への送迎の利用が多くなっています。



事業実施は、社会福祉法人たつの市社会福祉協議会に委託しています。支援体制の充実を図り、事業を継続させていくため、引き続き協力会員の確保に努めていきます。

3 提供量（計画値）と実績値 ～地域子ども・子育て支援事業～

⑦ 利用者支援事業（1/2）

児童福祉課、健康課

こどもや保護者、妊娠している方などの身近な場所で、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の情報提供、相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

（1）基本型

教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業を円滑に利用できるように支援を行う。

（2）こども家庭センター型

母子保健機能と児童福祉機能が連携・協働し、切れ目のない支援を行う。

（3）妊婦等包括相談支援事業型

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等により、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行う。令和5年2月から伴走型支援事業として、こども家庭センターはつらつで実施している。

※令和7年度から法定化

3 提供量 (計画値) と実績値 ~地域子ども・子育て支援事業~

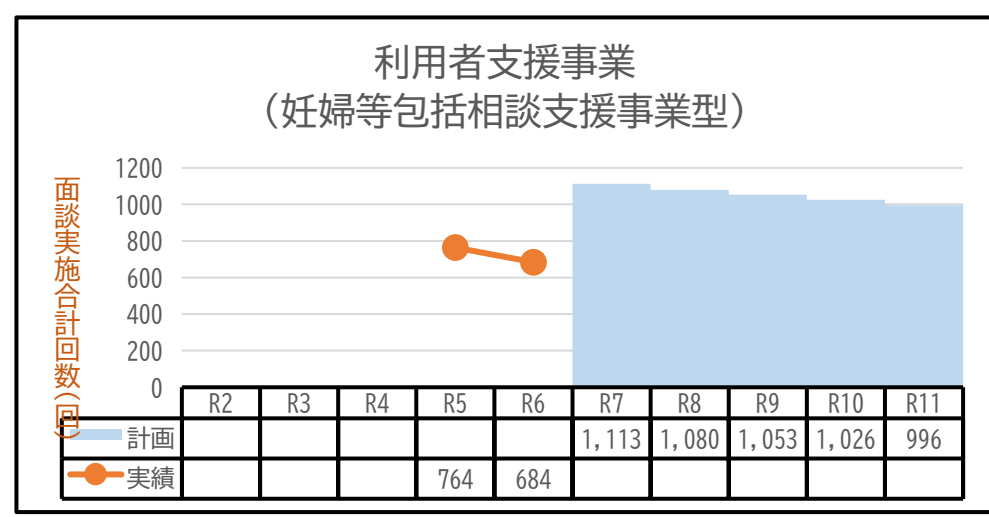
⑦ 利用者支援事業 (2/2)

児童福祉課 健康課

こども家庭センターはつらつ・すくすくが連携し、保健師等の専門職による妊娠から子育てまでの切れ目のない支援を行っています。妊娠から子育てま

での多様なニーズに対して、総合的な相談や継続的な支援を提供し、切れ目のない支援体制の充実を図ります。

また、妊産婦等が安心して出産・育児等ができるよう、定期的な面談等を行い、必要な支援につなげていきます。

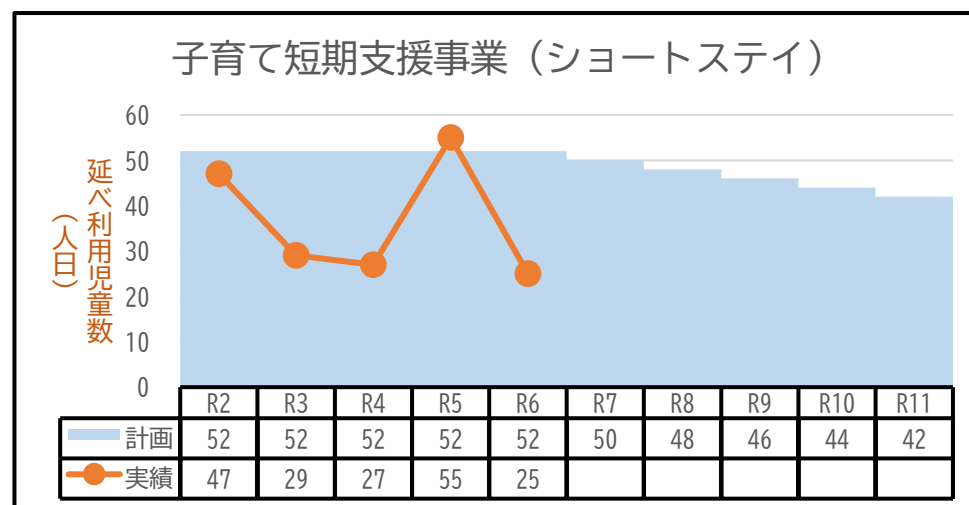


3 提供量（計画値）と実績値 ～地域子ども・子育て支援事業～

⑧ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

児童福祉課

保護者の就労や疾病等の理由で、家庭において養育を受けることが一時的に困難になることにもついて、児童養護施設等で一時的に預かる事業です。実施箇所数は10か所（乳児院2か所、児童養護施設6か所、母子生活支援施設2か所）と契約して実施しています。



家庭の事情に合わせ、日帰りや泊りがけで利用することができます。

一時的に養育困難になる家庭の支援を行うため、引き続き受け入れ態勢の充実に努めます。

3 提供量（計画値）と実績値 ～地域子ども・子育て支援事業～

⑨ 子育て世帯訪問支援事業

児童福祉課

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭等の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

令和6年度から実施しており、事業実施は、民間事業者に委託しています。

令和6年度実績 11人日（延べ利用児童数）

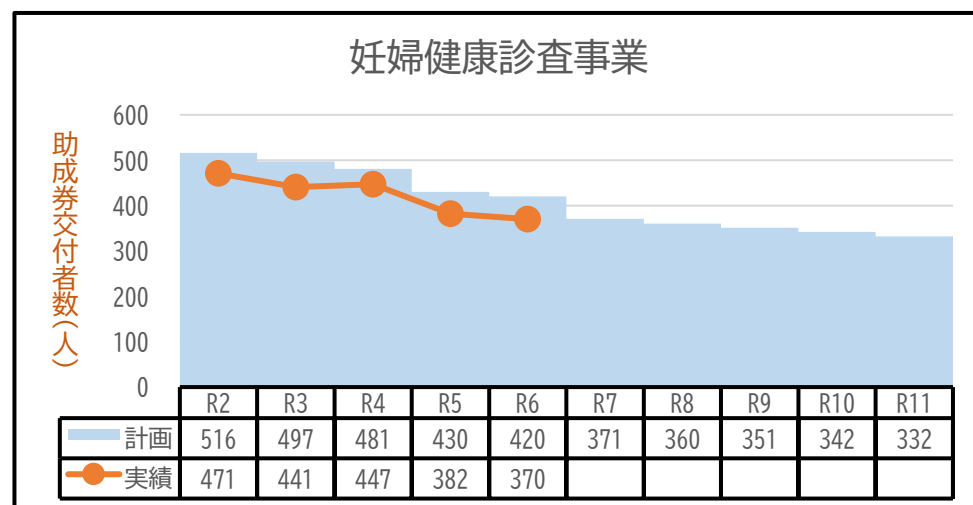
令和7年度見込 384人日 ※令和8年度以降も同数の見込

3 提供量（計画値）と実績値 ～地域子ども・子育て支援事業～

⑩ 妊婦健康診査事業

健康課

妊婦の健康の保持や増進を図るため、妊婦に対する健康診査として健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に



応じた医学的検査を行う事業です。市が健康診査費用の一部を助成しています。

今後も引き続き、妊婦が妊娠期間中を健やかに過ごし安全に出産を迎えられるよう、母子健康手帳交付時に妊婦健康診査助成券を配布し、妊婦健康診査費用の

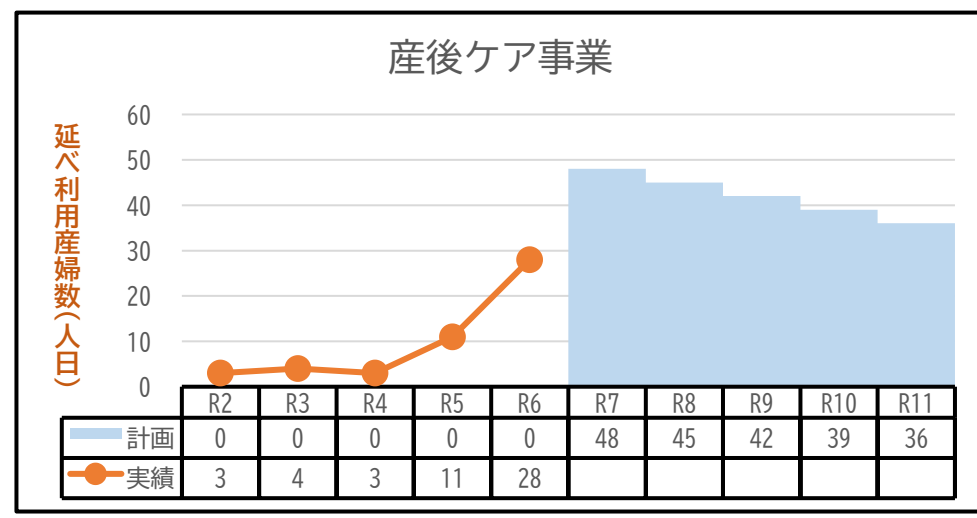
一部と子宮頸がん検診費用を助成していきます。

3 提供量（計画値）と実績値 ～地域子ども・子育て支援事業～

⑪ 産後ケア事業

健康課

出産後の母子の生活を支援するため、産婦に対して、医療機関等で宿泊や通所（日帰り）及び訪問による心身ケアや授乳指導、育児指導を行う事業です。事業実施は、産婦人科、助産院等に委託しています。



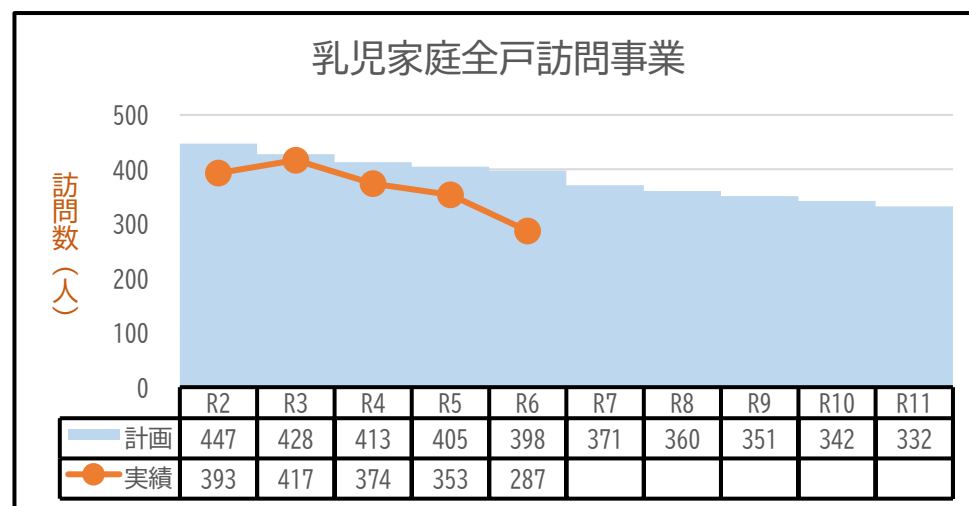
産後ケアを必要とする産婦が産後ケアの利用を通して専門職の支援を受け、心身健やかに育児ができるよう医療機関等との連携に努めていきます。

3 提供量（計画値）と実績値 ～地域子ども・子育て支援事業～

⑫ 乳児家庭全戸訪問事業

健康課

生後4か月未満の乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児や保護者の心身の状況、養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。



保護者が孤立し、不安に陥らないよう、また安心して地域の中で子育てができるよう、引き続き全戸訪問に努め、保健師や助産師が必要な支援、助言を行っていきます。

3 提供量（計画値）と実績値 ～地域子ども・子育て支援事業～

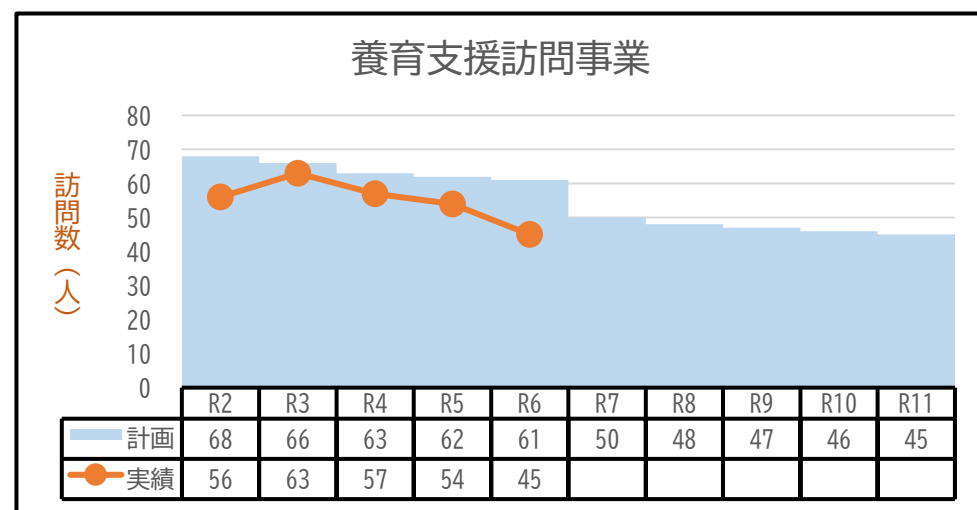
⑬ 養育支援訪問事業

健康課

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。妊娠中から支援の必要な妊婦をフォローしていくことで、家庭状況を把握し、

出産後早期から適切な養育ができるよう助言、指導を行っていきます。

また、相談支援については、職員の支援技術のスキルアップを図り、妊娠、出産、子育てにおける切れ目のない支援を充実させていきます。



3 提供量（計画値）と実績値 ～地域子ども・子育て支援事業～

⑭ 親子関係形成支援事業

地域福祉課

こどもとの関わり方や発達、子育てに悩みや不安を抱えている保護者と就学前のこどもに対し、講義やグループワークなどを通じて、こどもの心身の発達の状況等に応じた情報提供、相談、助言を行うとともに、情報の交換ができる場を設ける等必要な支援を行う事業です。

言葉が遅い、落ち着きがない、友だちとうまく遊べない等、発達やこどもへの関わり方が気になる保護者とこどもへの支援が必要となっています。

令和7年度から事業を実施します。発達に特性のあるこどもを持つ保護者とこどもに対し、学校園、関係課と連携し、講義やグループワークなどのペアレントトレーニングを行い、保護者とこどもへの支援を図っていきます。

令和7年度見込 5人（利用児童数） ※令和8年度以降も同数の見込

3 提供量（計画値）と実績値 ～地域子ども・子育て支援事業～

⑮ 児童育成支援拠点事業

学校教育課 児童福祉課

養育環境等に課題を抱え、家庭や学校に居場所のない就学後のこどもに居場所を提供し、生活習慣の形成や学習サポート、進路等の相談支援等を行うとともに、こどもや家庭の状況に応じて関係機関と連携し包括的な支援を行うことにより、こどもの健全育成を図る事業です。

令和6年度から実施しており、実施箇所数は1か所（中央児童館内）となっています。

支援が必要なこどもや家庭等の状況を把握し、こどもの実情に応じた学習サポート等の支援の充実に努めます。

令和6年度実績 27人（利用児童数）

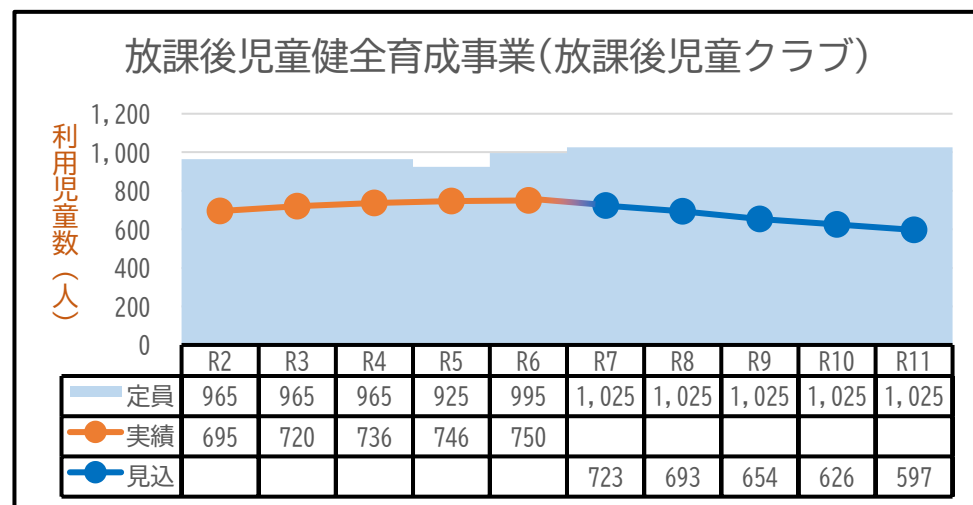
令和7年度見込 10人 ※令和8年度以降も同数の見込

3 提供量（計画値）と実績値 ～地域子ども・子育て支援事業～

⑬ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

社会教育課

保護者の就労等の理由で、保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、放課後児童支援員のもとに、こどもの健全育成を図る事業です。実施箇所数は20か所（すべての小学校区で実施、小宅・御津は3か所ずつ）となっています。



平日の放課後、土曜日、夏休み等の長期休業期間中に実施しています。引き続き、適正な保育環境を維持し、適切な遊びと生活の場の確保に努めます。

平日の放課後、土曜日、夏休み等の長期休業期間中に実施しています。引き続き、適正な保育環境を維持し、適切な遊びと生活の場の確保に努めます。

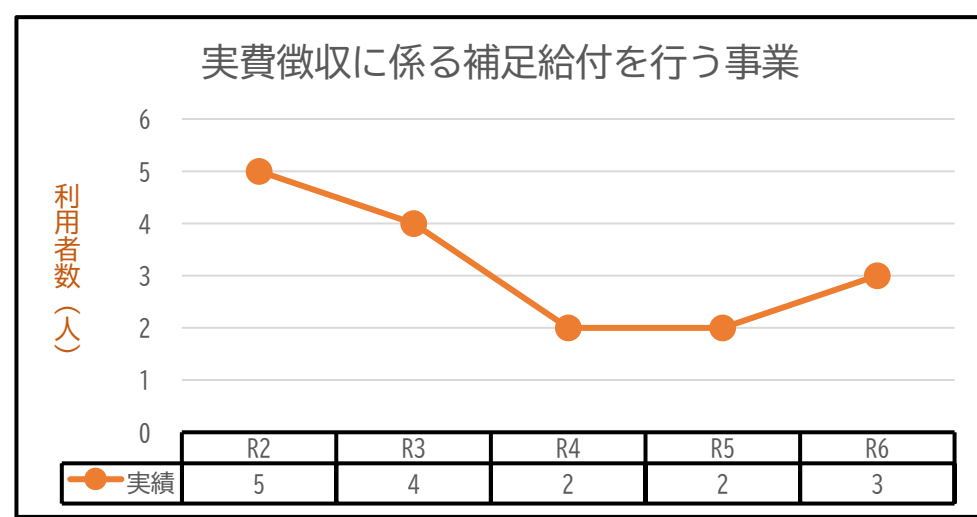
3 提供量 (計画値) と実績値 ~地域子ども・子育て支援事業~

⑰ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

幼児教育課

教育・保育施設における日用品・文房具などの必要な物品の購入、行事への参加に要する費用などの実費負担の部分について、低所得の家庭の負担軽減

を図るために補助を行う事業です。
低所得の家庭の負担軽減を図るため、引き続き事業を実施します。



3 提供量（計画値）と実績値 ～地域子ども・子育て支援事業～

⑱ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

幼児教育課

多様な事業者が安定的かつ継続的に教育・保育施設を運営していくことができるよう、事業経験のある者を活用した巡回支援等を行うほか、特別な支援が必要なこどもを受け入れる私立認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助する事業です。令和6年度の実施箇所数はなし。

(1) 新規参入施設等への巡回支援

(2) 私立認定こども園の特別支援教育・保育経費

1号認定の区分に該当し、特別児童扶養手当を受給している障害児保育事業の対象者を受け入れ、職員の加配がある。

